

記入例

農地中間管理権の設定関係 ※(一括) 出し手

1 各筆明細

地域計画1 区域内2 区域外

整理番号

契約関係者

市町村が記入します

農地中間管理機構に権利を設定する者(甲)

※ 法人の場合は、法人名、代表者職名・氏名を記入

農地中間管理機構(乙)

農地中間管理機構から権利の設定を受ける者(丙)

※ 法人の場合は、法人名、代表者職名・氏名を記入

ご自身で✓してください

※所有者等 フリガナ オカヤマ ダシテ

この農用地利用集積等促進計画に同意する。

法人の場合は、代表者の印

(甲)は農地の所有者、出し手です。所有者が複数の場合は、代表者。他の共有者等は(丁)欄へ記入。

岡山 出し手

(自署又は記名)

※転借人 フリガナ ハレクニ ウケテ

この農用地利用集積等促進計画に同意する。

法人の場合は、代表者の印

(丙)は農地を借りる受け手です。

晴国 受け手

(自署又は記名)

※ご自分に法令違反等の事実がないときは✓して下さい。

☒ 私は、農業関係法令(裏面「共通事項」(18))を遵守しており、法令違反の事実はありません。また、私は、権利取得後、農業等に供することなく、権利取得後3年以内に他者に譲渡や権利設定し、又は転用する行為は行っていません。

※上記の□に✓がないときは、別途自己申告書の提出をお願いすることとなります。

(丁)の共有者印等

軽微な修正に用います。押印(認印)または氏名を署名をしてください。

※自署(氏名)も可

捨て印

※自署(氏名)も可

捨て印

※自署(氏名)も可

住所

〒111-2222 (電話番号:任意記入) 080-3333-4444

岡山県〇〇郡〇〇町〇567-8

※電話番号の取り扱いに同意されるときは✓してください。

☒ 私は、私の電話番号が裏面の「2 共通事項」(20)により取り扱われることに同意します。

岡山市中区古京町一丁目7番36号

〒333-4444 (電話番号:任意記入) 080-5555-6666

岡山県〇〇市〇〇町〇901

※電話番号の取り扱いに同意されるときは✓してください。

☒ 私は、私の電話番号が裏面の「2 共通事項」(20)により取り扱われることに同意します。

電話番号は任意記入ですが、この計画書の修正や農地管理など、ご連絡する場合がありますのでご協力をお願いします。裏面の共通事項(20)により取り扱うことに同意いただける場合は、記入の上、同意欄の□にチェックをしてください。

権利を設定する土地の(甲)以外の所有権その他の使用収益権を有する者(丁)

住所

岡山県〇〇市〇〇区〇123-4

氏名又は名称

岡山 貸代

権原の種類

所有権・その他()

同意印

印

備考

※自署(氏名)も可

所有権・その他()

※共有者等は甲の捨て印欄の左に捨て印(又は自署)

所有権・その他()

所有権・その他()

所有権・その他()

農地の所有者等が複数の場合、代表者以外の方を記載してください。1/2を超える同意が必要です。

※土地改良事業実施の可能性についての説明

農地中間管理機構が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業(同法第96条の4第1項において準用する場合を含む。)が行われることがあります

権利の設定をする土地(A)

m²で記入 10a=1反=1,000m²

(乙)に設定する権利(B)及び(丙)に設定する権利(C)

一筆の年額です 10a単価ではありません

所在等 ※該当に○

市町村名

〇△〇市町・村区

現況地目

※該当に○か記入

面積 m²

権利の種類

※該当に○

内容(土地の利用目的)

※該当に○か記入

始期

存続期間(終期)

借賃(年額)

※一筆ごとに記入

借賃の支払方法

(賃貸借契約の場合)

No.

大字

字(省略可)

地番

1 榎原上 奥 1368-1 田・畑 1,200 賃借権 使用貸借 水田・畑・樹園地 令和7年5月15日 令和17年5月31日 6,000円 (乙から甲への支払方法) 毎年12月25日までに

2 榎原上 1702 田・畑 3,000 賃借権 使用貸借 水田・畑・樹園地 令和7年5月15日 令和17年5月31日 15,000円 (甲)が指定する口座に振込

3 大池 宮ノ上 1483(一部) 田・畑 1,500 賃借権 使用貸借 水田・畑・樹園地 令和7年5月15日 令和17年5月31日 0円

4 農地について、不明の場合は農地台帳により記入してください

5 賃借が有償の場合は「賃借権」、無償の場合は「使用貸借」を選択

6 借賃は、農業委員会が公表する地域の借賃を参考に、出し手と受け手の合意により決め、一筆ごとに1年の賃料を記入してください。物納の取扱はしません。

7 一筆の一部を賃借する場合は、地番(一部)、賃借する面積を記載し、簡易な図面を添付してください

8 受け手が使用する土地の利用目的を選択します。水田転作は水田を選択

9 令和 年 月 日 令和 年 月 日 令和 年 月 日 令和 年 月 日 令和 年 月 日 令和 年 月 日

10 令和 年 月 日 令和 年 月 日

計

合計面積を記入 5,700m²

合計借賃を記入 21,000円

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定める。 令和 年 月 日

農地中間管理機構(乙) 住所(同上) 公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団 理事長

(記載注意)

- (1) この各筆明細は、権利設定の当事者ごとに別葉とする。
- (2) (A) 欄は、市町村別に記載する。
- (3) (A) 欄の「面積」は土地登記簿によるものとし、土地登記簿の地積が著しく事実と相違する場合、土地登記簿の面積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きする。なお、1筆の一部について権利が設定される場合には、地番に「(一部)」と記載し、面積欄には借受けの一部の面積を記載する。また、当該部分を特定することのできる図面を添付する。
- (4) (B) 及び (C) 欄の「権利の種類」は、「賃借権」又は「使用貸借による権利」のいずれかを記載する。
- (5) (B) 及び (C) 欄の「内容(土地の利用目的)」は、当該土地の利用目的(例えば水田として利用、普通畑として利用、樹園地として利用、農業用施設用地(畜舎)として利用等)を記載する。
- (6) (B) 及び (C) 欄の「存続期間(終期)」は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載する。
- (7) (B) 及び (C) 欄の「借賃」は当該土地の1年分の借賃(期間借地の場合には、利用期間に係る年分の借賃)の額を記載する。

- (8) (B) 欄の「借賃の支払方法」は、借賃の支払期限と、支払方法(「毎年12月25日までに(甲)が指定する口座に振込」)を記載する。なお、対象土地が共有の場合でも賃料は(甲)が指定する口座に一括して支払うものとする。また、物納は認められない。

- (9) (C) 欄の「借賃の支払方法」は、借賃の支払期限と、支払方法(例えば、「毎年12月15日までに(丙)の口座(岡山市農業協同組合、晴れの国岡山農業協同組合又は株式会社中国銀行に限る)から引落」又は「毎年12月15日までに(乙)が指定する口座へ振込」等)を記載する。

- (10) (丁) 欄は、甲以外の使用収益権(所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利)を有する者がいないときは記入を要しない。地権者の記入は不要。

市町村がチェックします。後日、添付資料をお願いする場合があります。

- 1 これまで貸し付けていた農用地等と同一の農用地等のみを同一の者に貸し付けるものである。(☑が入った場合は、様式第9号の1又は様式第9号の3の添付を省略できる。)
- 2 定款または寄付行為については、過去に認可を受けた農用地利用集積等促進計画等に添付して以降、その内容に変更がない。(☑が入った場合は、定款等の添付を省略できる。)
- 3 農業委員会が農地所有適格法人であると認めた法人である。(☑が入った場合は、添付資料のうち法人が農地所有適格法人であること及びその状況等を確認するための書類(農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第12条第2項第1号ロ、第3号及び第4号)を省略できる。)
- 4 農業委員会が、規則第12条第3項第4号のイからハまでに掲げる区分ごとに定める要件を満たしていると認めた場合。(規則第12条第2項第1号(ロを除く)及び第2号)を省略できる。)※地域計画における「農業を担う者」のみに適用

設定される権利についての共通事項を記載していますので、ご確認ください

2 共通事項

この農用地利用集積等促進計画(以下「本計画」という。)の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 権利設定
- 1の各筆明細に記載された土地(以下「当該土地」という。)の権利は、本計画の公告により設定される。なお、当該土地以外のもの(建物、棚及びハウス等の構築物、立竹木など本計画の策定時に当該土地に設置又は植栽されているもの)については、本計画によりいかなる権利も設定されない。
- (2) 転貸又は譲渡
- 本計画により農地中間管理機構(公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団 以下「乙」という。)から権利の設定を受ける者(以下「丙」という。)は、当該土地について転貸し、又は設定を受けた権利を譲渡してはならない。
- (3) 借賃の改訂
- 本計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法(昭和27年法律第229号)第52条の農業委員会が提供する借賃の動向や地域関係者による協議結果等を勘案して、乙に権利の設定をする者(以下「甲」という。)、乙及び丙が協議して定める額に改訂する。
- (4) 借賃の支払猶予
- 天災その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、甲、乙及び丙が協議の上、相当と認められる期日までその支払を猶予することができる。
- (5) 転貸
- 乙は当該土地を、甲の同意を得ず第三者に転貸して当該転借人に使用及び収益させることができる。
- (6) 借賃の増額又は減額
- ア 甲、乙及び丙は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。
- イ 甲、乙及び丙は、権利の目的物が農地である場合には、農地法第20条又は民法(明治29年法律第89号)第609条の規定に基づき借賃の額の増減を請求することができる。この場合において、増額又は減額されるべき額は、甲、乙及び丙が協議して定める。

- ウ 当該土地の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、それが乙又は丙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、借賃はその使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて減額され、目的物が使用及び収益をすることが可能となったときは減額前の借賃に戻る。借賃の減額の時期及び減額前の借賃に戻る時期並びに減額の割合については、作物の作付や収穫の状況を踏まえ、甲、乙及び丙が協議の上、定める。

- (7) 遅延損害金
- ア 丙は、1の各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、乙に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。
- イ 遅延損害金は、借賃の額に対し、年10.95パーセントの割合で計算して得た額とする。ただし、算出した額が1千円に満たない場合は免除するものとする。
- (8) 境界の明示
- 甲は、当該土地に設定する権利の始期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界を明かにする。
- (9) 障害の除去等
- 甲は、土石、地下埋設物、土壌汚染、軟弱地盤等農地としての利用に支障をきたすものを除去したうえ乙に引き渡すとともに、権利の存続期間中においては、権利の行使の妨げとなる行為を行ってはならない。
- (10) 修繕及び改良
- ア 甲は、乙及び丙の責めに帰すことができない事由により生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙が修繕し又は丙に修繕させることができる。この場合において、乙又は丙が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

- イ 乙は、甲の同意を得て当該土地に果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設(以下「附属物」という。)を設置を行う場合には、丙は市町村及び農業委員会に事前に相談を行い、乙の同意を得なければならない。また、丙が附属物の設置をした場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、当該附属物を収去する義務は丙が負い、収去に要した経費も丙の負担とし、乙は負担の義務を負わない。
- ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定められたものを除き、民法(土地改良法(昭和24年法律第195号)等の法律に従う。

- (11) 附属物の設置等
- ア 丙が当該土地に果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設(以下「附属物」という。)の設置を行う場合には、丙は市町村及び農業委員会に事前に相談を行い、乙の同意を得なければならない。また、丙が附属物の設置をした場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、当該附属物を収去する義務は丙が負い、収去に要した経費も丙の負担とし、乙は負担の義務を負わない。

- イ 丙が、当該土地に附属物の設置を行うことについて、乙が同意しようとする場合は、乙は事前に丙が附属物の設置を行うことについて甲の同意を得なければならない。また、乙が丙に対して附属物の設置の同意をする旨の通知を行う場合には、附属物の設置について甲も同意していることを通知するものとするが、甲、乙及び丙が、別途確認書を交わしたときは、この限りではない。なお、丙が甲及び乙の同意を得て附属物の設置をした場合において、賃貸借又は使用貸借が終了した時は、丙は甲に対して直接当該附属物を収去する義務を負い、乙は甲に対して収去の義務を負わない。

- ウ ア及びイの規定にかかわらず、甲が附属物を収去しないことに同意しているときに限り、丙は収去の義務を負わない。この場合、丙が支出した費用については、甲が費用償還に同意している場合に限り、丙は甲に対して償還の請求をすることができる。

- (12) 租税公課等の負担
- ア 甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。
- イ 当該土地に係る農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく共済掛金及び賦課金は、丙が負担する。
- ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、当事者間で協議の上、別表2に定めるところによるほかは、丙が負担する。ただし、この計画によらず、地域の取決め等により当事者間で協議、決定して差し支えない。
- エ その他付付けしない期間等を含む当該土地の通常の維持管理に要する経費は、丙が負担する。
- (13) 甲との賃貸借又は使用貸借の解除
- 乙は、次のいずれかに該当するときは、岡山県知事の承認を受けて、当該土地に係る賃貸借又は使用貸借を解除することができる。

- ア 相当の期間(1年間)を経過してもなお当該土地の貸付を行うことができる見込みがないと認められるとき。
- イ 災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったとき。
- (14) 丙との賃貸借又は使用貸借の解除
- 乙は、次のいずれかに該当するときは、岡山県知事の承認を受けて、当該土地に係る賃貸借又は使用貸借を解除することができる。

- ア 丙が、当該農用地等を適正に利用していないと認められるとき。
- イ 丙が、正当な理由がなくて農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「機構法」という。)第21条第1項の規定による報告をしないとき。
- ウ 農地法第6条の2第2項の規定による通知を受けたとき。
- エ 丙が、正当な理由がなく賃料を支払わないときその他信義に反した行為をしたとき。
- オ その他民法及び関連法規に定める解除事由に該当したとき。
- (15) 賃貸借又は使用貸借の終了
- 天災その他、甲及び乙並びに丙の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には、本計画の定めるところにより設定された権利に係る賃貸借又は使用貸借は終了する。

- (16) 目的物の返還
- ア 賃貸借又は使用貸借が終了したときは、丙はその終了の日から30日以内に、甲に対して当該土地を原状に回復して返還する。乙は原状回復の義務を負わない。原状回復とは、農地の形状や水利を貸付当初の状態に回復することを意味し、その回復の程度について疑義あるときは、返還後に通常の耕作が可能な状態をもって原状回復とする。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、丙は、原状回復の義務を負わない。
- イ 丙は、当該土地の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額(土地改良法に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額)の償還を請求することができる。

- ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び丙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び丙双方の申出に基づき岡山県が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。
- エ 丙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該土地の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。
- (17) 権利取得者の責務
- ア 乙は、丙に対し、本計画の定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。
- イ 丙は、本計画の定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用しなければならない。
- ウ 丙は、乙から機構法第21条第1項の規定により、賃借権の設定等を受けた農用地等の利用の状況の報告を求められた場合には、乙に報告しなければならない。

- (18) 遵守すべき法令
- 丙が遵守すべき農業に関する法令は次のとおり(第15条第4項第2号、第15条第4項第3号、第15条第4項第4号、第15条第4項第5号、第15条第4項第6号、第15条第4項第7号、第15条第4項第8号、第15条第4項第9号、第15条第4項第10号、第15条第4項第11号、第15条第4項第12号、第15条第4項第13号、第15条第4項第14号、第15条第4項第15号、第15条第4項第16号、第15条第4項第17号、第15条第4項第18号、第15条第4項第19号、第15条第4項第20号、第15条第4項第21号、第15条第4項第22号、第15条第4項第23号、第15条第4項第24号、第15条第4項第25号、第15条第4項第26号、第15条第4項第27号、第15条第4項第28号、第15条第4項第29号、第15条第4項第30号、第15条第4項第31号、第15条第4項第32号、第15条第4項第33号、第15条第4項第34号、第15条第4項第35号、第15条第4項第36号、第15条第4項第37号、第15条第4項第38号、第15条第4項第39号、第15条第4項第40号、第15条第4項第41号、第15条第4項第42号、第15条第4項第43号、第15条第4項第44号、第15条第4項第45号、第15条第4項第46号、第15条第4項第47号、第15条第4項第48号、第15条第4項第49号、第15条第4項第50号、第15条第4項第51号、第15条第4項第52号、第15条第4項第53号、第15条第4項第54号、第15条第4項第55号、第15条第4項第56号、第15条第4項第57号、第15条第4項第58号、第15条第4項第59号、第15条第4項第60号、第15条第4項第61号、第15条第4項第62号、第15条第4項第63号、第15条第4項第64号、第15条第4項第65号、第15条第4項第66号、第15条第4項第67号、第15条第4項第68号、第15条第4項第69号、第15条第4項第70号、第15条第4項第71号、第15条第4項第72号、第15条第4項第73号、第15条第4項第74号、第15条第4項第75号、第15条第4項第76号、第15条第4項第77号、第15条第4項第78号、第15条第4項第79号、第15条第4項第80号、第15条第4項第81号、第15条第4項第82号、第15条第4項第83号、第15条第4項第84号、第15条第4項第85号、第15条第4項第86号、第15条第4項第87号、第15条第4項第88号、第15条第4項第89号、第15条第4項第90号、第15条第4項第91号、第15条第4項第92号、第15条第4項第93号、第15条第4項第94号、第15条第4項第95号、第15条第4項第96号、第15条第4項第97号、第15条第4項第98号、第15条第4項第99号、第15条第4項第100号、第15条第4項第101号、第15条第4項第102号、第15条第4項第103号、第15条第4項第104号、第15条第4項第105号、第15条第4項第106号、第15条第4項第107号、第15条第4項第108号、第15条第4項第109号、第15条第4項第110号、第15条第4項第111号、第15条第4項第112号、第15条第4項第113号、第15条第4項第114号、第15条第4項第115号、第15条第4項第116号、第15条第4項第117号、第15条第4項第118号、第15条第4項第119号、第15条第4項第120号、第15条第4項第121号、第15条第4項第122号、第15条第4項第123号、第15条第4項第124号、第15条第4項第125号、第15条第4項第126号、第15条第4項第127号、第15条第4項第128号、第15条第4項第129号、第15条第4項第130号、第15条第4項第131号、第15条第4項第132号、第15条第4項第133号、第15条第4項第134号、第15条第4項第135号、第15条第4項第136号、第15条第4項第137号、第15条第4項第138号、第15条第4項第139号、第15条第4項第140号、第15条第4項第141号、第15条第4項第142号、第15条第4項第143号、第15条第4項第144号、第15条第4項第145号、第15条第4項第146号、第15条第4項第147号、第15条第4項第148号、第15条第4項第149号、第15条第4項第150号、第15条第4項第151号、第15条第4項第152号、第15条第4項第153号、第15条第4項第154号、第15条第4項第155号、第15条第4項第156号、第15条第4項第157号、第15条第4項第158号、第15条第4項第159号、第15条第4項第160号、第15条第4項第161号、第15条第4項第162号、第15条第4項第163号、第15条第4項第164号、第15条第4項第165号、第15条第4項第166号、第15条第4項第167号、第15条第4項第168号、第15条第4項第169号、第15条第4項第170号、第15条第4項第171号、第15条第4項第172号、第15条第4項第173号、第15条第4項第174号、第15条第4項第175号、第15条第4項第176号、第15条第4項第177号、第15条第4項第178号、第15条第4項第179号、第15条第4項第180号、第15条第4項第181号、第15条第4項第182号、第15条第4項第183号、第15条第4項第184号、第15条第4項第185号、第15条第4項第186号、第15条第4項第187号、第15条第4項第188号、第15条第4項第189号、第15条第4項第190号、第15条第4項第191号、第15条第4項第192号、第15条第4項第193号、第15条第4項第194号、第15条第4項第195号、第15条第4項第196号、第15条第4項第197号、第15条第4項第198号、第15条第4項第199号、第15条第4項第200号、第15条第4項第201号、第15条第4項第202号、第15条第4項第203号、第15条第4項第204号、第15条第4項第205号、第15条第4項第206号、第15条第4項第207号、第15条第4項第208号、第15条第4項第209号、第15条第4項第210号、第15条第4項第211号、第15条第4項第212号、第15条第4項第213号、第15条第4項第214号、第15条第4項第215号、第15条第4項第216号、第15条第4項第217号、第15条第4項第218号、第15条第4項第219号、第15条第4項第220号、第15条第4項第221号、第15条第4項第222号、第15条第4項第223号、第15条第4項第224号、第15条第4項第225号、第15条第4項第226号、第15条第4項第227号、第15条第4項第228号、第15条第4項第229号、第15条第4項第230号、第15条第4項第231号、第15条第4項第232号、第15条第4項第233号、第15条第4項第234号、第15条第4項第235号、第15条第4項第236号、第15条第4項第237号、第15条第4項第238号、第15条第4項第239号、第15条第4項第240号、第15条第4項第241号、第15条第4項第242号、第15条第4項第243号、第15条第4項第244号、第15条第4項第245号、第15条第4項第246号、第15条第4項第247号、第15条第4項第248号、第15条第4項第249号、第15条第4項第250号、第15条第4項第251号、第15条第4項第252号、第15条第4項第253号、第15条第4項第254号、第15条第4項第255号、第15条第4項第256号、第15条第4項第257号、第15条第4項第258号、第15条第4項第259号、第15条第4項第260号、第15条第4項第261号、第15条第4項第262号、第15条第4項第263号、第15条第4項第264号、第15条第4項第265号、第15条第4項第266号、第15条第4項第267号、第15条第4項第268号、第15条第4項第269号、第15条第4項第270号、第15条第4項第271号、第15条第4項第272号、第15条第4項第273号、第15条第4項第274号、第15条第4項第275号、第15条第4項第276号、第15条第4項第277号、第15条第4項第278号、第15条第4項第279号、第15条第4項第280号、第15条第4項第281号、第15条第4項第282号、第15条第4項第283号、第15条第4項第284号、第15条第4項第285号、第15条第4項第286号、第15条第4項第287号、第15条第4項第288号、第15条第4項第289号、第15条第4項第290号、第15条第4項第291号、第15条第4項第292号、第15条第4項第293号、第15条第4項第294号、第15条第4項第295号、第15条第4項第296号、第15条第4項第297号、第15条第4項第298号、第15条第4項第299号、第15条第4項第300号、第15条第4項第301号、第15条第4項第302号、第15条第4項第303号、第15条第4項第304号、第15条第4項第305号、第15条第4項第306号、第15条第4項第307号、第15条第4項第308号、第15条第4項第309号、第15条第4項第310号、第15条第4項第311号、第15条第4項第312号、第15条第4項第313号、第15条第4項第314号、第15条第4項第315号、第15条第4項第316号、第15条第4項第317号、第15条第4項第318号、第15条第4項第319号、第15条第4項第320号、第15条第4項第321号、第15条第4項第322号、第15条第4項第323号、第15条第4項第324号、第15条第4項第325号、第15条第4項第326号、第15条第4項第327号、第15条第4項第328号、第15条第4項第329号、第15条第4項第330号、第15条第4項第331号、第15条第4項第332号、第15条第4項第333号、第15条第4項第334号、第15条第4項第335号、第15条第4項第336号、第15条第4項第337号、第15条第4項第338号、第15条第4項第339号、第15条第4項第340号、第15条第4項第341号、第15条第4項第342号、第15条第4項第343号、第15条第4項第344号、第15条第4項第345号、第15条第4項第346号、第15条第4項第347号、第15条第4項第348号、第15条第4項第349号、第15条第4項第350号、第15条第4項第351号、第15条第4項第352号、第15条第4項第353号、第15条第4項第354号、第15条第4項第355号、第15条第4項第356号、第15条第4項第357号、第15条第4項第358号、第15条第4項第359号、第15条第4項第360号、第15条第4項第361号、第15条第4項第362号、第15条第4項第363号、第15条第4項第364号、第15条第4項第365号、第15条第4項第366号、第15条第4項第367号、第15条第4項第368号、第15条第4項第369号、第15条第4項第370号、第15条第4項第371号、第15条第4項第372号、第15条第4項第373号、第15条第4項第374号、第15条第4項第375号、第15条第4項第376号、第15条第4項第377号、第15条第4項第378号、第15条第4項第379号、第15条第4項第380号、第15条第4項第381号、第15条第4項第382号、第15条第4項第383号、第15条第4項第384号、第15条第4項第385号、第15条第4項第386号、第15条第4項第387号、第15条第4項第388号、第15条第4項第389号、第15条第4項第390号、第15条第4項第391号、第15条第4項第392号、第15条第4項第393号、第15条第4項第394号、第15条第4項第395号、第15条第4項第396号、第15条第4項第397号、第15条第4項第398号、第15条第4項第399号、第15条第4項第400号、第15条第4項第401号、第15条第4項第402号、第15条第4項第403号、第15条第4項第404号、第15条第4項第405号、第15条第4項第406号、第15条第4項第407号、第15条第4項第408号、第15条第4項第409号、第15条第4項第410号、第15条第4項第411号、第15条第4項第412号、第15条第4項第413号、第15条第4項第414号、第15条第4項第415号、第15条第4項第416号、第15条第4項第417号、第15条第4項第418号、第15条第4項第419号、第15条第4項第420号、第15条第4項第421号、第15条第4項第422号、第15条第4項第423号、第15条第4項第424号、第15条第4項第425号、第15条第4項第426号、第15条第4項第427号、第15条第4項第428号、第15条第4項第429号、第15条第4項第430号、第15条第4項第431号、第15条第4項第432号、第15条第4項第433号、第15条第4項第434号、第15条第4項第435号、第15条第4項第436号、第15条第4項第437号、第15条第4項第438号、第15条第4項第439号、第15条第4項第440号、第15条第4項第441号、第15条第4項第442号、第15条第4項第443号、第15条第4項第444号、第15条第4項第445号、第15条第4項第446号、第15条第4項第447号、第15条第4項第448号、第15条第4項第449号、第15条第4項第450号、第15条第4項第451号、第15条第4項第452号、第15条第4項第453号、第15条第4項第454号、第15条第4項第455号、第15条第4項第456号、第15条第4項第457号、第15条第4項第458号、第15条第4項第459号、第15条第4項第460号、第15条第4項第461号、第15条第4項第462号、第15条第4項第463号、第15条第4項第464号、第15条第4項第465号、第15条第4項第466号、第15条第4項第467号、第15条第4項第468号、第15条第4項第469号、第15条第4項第470号、第15条第4項第471号、第15条第4項第472号、第15条第4項第473号、第15条第4項第474号、第15条第4項第475号、第15条第4項第476号、第15条第4項第477号、第15条第4項第478号、第15条第4項第479号、第15条第4項第480号、第15条第4項第481号、第15条第4項第482号、第15条第4項第483号、第15条第4項第484号、第15条第4項第485号、第15条第4項第486号、第15条第4項第487号、第15条第4項第488号、第15条第4項第489号、第15条第4項第490号、第15条第4項第491号、第15条第4項第492号、第15条第4項第493号、第15条第4項第494号、第15条第4項第495号、第15条第4項第496号、第15条第4項第497号、第15条第4項第498号、第15条第4項第499号、第15条第4項第500号、第15条第4項第501号、第15条第4項第502号、第15条第4項第503号、第15条第4項第504号、第15条第4項第505号、第15条第4項第506号、第15条第4項第507号、第15条第4項第508号、第15条第4項第509号、第15条第4項第510号、第15条第4項第511号、第15条第4項第512号、第15条第4項第513号、第15条第4項第514号、第15条第4項第515号、第15条第4項第516号、第15条第4項第517号、第15条第4項第518号、第15条第4項第519号、第15条第4項第520号、第15条第4項第521号、第15条第4項第522号、第15条第4項第523号、第15条第4項第524号、第15条第4項第525号、第15条第4項第526号、第15条第4項第527号、第15条第4項第528号、第15条第4項第529号、第15条第4項第530号、第15条第4項第531号、第15条第4項第532号、第15条第4項第533号、第15条第4項第534号、第15条第4項第535号、第15条第4項第536号、第15条第4項第537号、第15条第4項第538号、第15条第4項第539号、第15条第4項第540号、第15条第4項第541号、第15条第4項第542号、第15条第4項第543号、第15条第4項第544号、第15条第4項第545号、第15条第4項第546号、第15条第4項第547号、第15条第4項第548号、第15条第4項第549号、第15条第4項第550号、第15条第4項第551号、第15条第4項第552号、第15条第4項第553号、第15条第4項第554号、第15条第4項第555号、第15条第4項第556号、第15条第4項第557号、第15条第4項第558号、第15条第4項第559号、第15条第4項第560号、第15条第4項第561号、第15条第4項第562号、第15条第4項第563号、第15条第4項第564号、第15条第4項第565号、第15条第4項第566号、第15条第4項第567号、第15条第4項第568号、第15条第4項第569号、第15条第4項第570号、第15条第4項第571号、第15条第4項第572号、第15条第4項第573号、第15条第4項第574号、第15条第4項第575号、第15条第4項第576号、第15条第4項第577号、第15条第4項第578号、第15条第4項第579号、第15条第4項第580号、第15条第4項第581号、第15条第4項第582号、第15条第4項第583号、第15条第4項第584号、第15条第4項第585号、第15条第4項第586号、第15条第4項第587号、第15条第4項第588号、第15条第4項第589号、第15条第4項第590号、第15条第4項第591号、第15条第4項第592号、第15条第4項第593号、第15条第4項第594号、第15条第4項第595号、第15条第4項第596号、第15条第4項第597号、第15条第4項第598号、第15条第4項第599号、第15条第4項第600号、第15条第4項第601号、第15条第4項第602号、第15条第4項第603号、第15条第4項第604号、第15条第4項第605号、第15条第4項第606号、第15条第4項第607号、第15条第4項第608号、第15条第4項第609号、第15条第4項第610号、第15条第4項第611号、第15条第4項第612号、第15条第4項第613号、第15条第4項第614号、第15条第4項第615号、第15条第4項第616号、第15条第4項第617号、第15条第4項第618号、第15条第4項第619号、第15条第4項第620号、第15条第4項第621号、第15条第4項第622号、第15条第4項第623号、第15条第4項第624号、第15条第4項第625号、第15条第4項第626号、第15条第4項第627号、第15条第4項第628号、第15条第4項第629号、第15条第4項第630号、第15条第4項第631号、第15条第4項第632号、第15条第4項第633号、第15条第4項第634号、第